

---

令和5年 第1回 日之影町議会定例会会議録 (第3日)

令和5年3月7日 (火曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和5年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 (8名)

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 一水 輝明君	7番 河野 學君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高館 英嗣君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君      録音係 (総務課補佐) 山田千登世君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	佐藤 貢君	副町長 .....	甲斐 敏弘君
教育長 .....	橋本 範憲君	総務課長 .....	押方 明弘君
会計管理者 .....	森重 喜博君	地域振興課長 .....	工藤 富士君
町民福祉課長 .....	押方 誠君	税務課長 .....	谷川 靖君
農林振興課長 .....	平川 誠二君	建設課長 .....	佐藤 尚君
保健センター所長 .....	丹波 昌二君	病院事務長 .....	甲斐しおり君
教育次長 .....	平川 浩二君	代表監査委員 .....	小林 政隆君

---

午前10時00開議

○議長（高館 英嗣君） おはようございます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（高館 英嗣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、久保優一君、小川輝久君、一水輝明君、以上3名から通告がありましたので、一般質問を通告順に行います。

初めに、久保優一君の質問を許します。久保優一君。

〔議員登壇〕

○議員（1番 久保 優一君） それでは、通告どおり、先人たちが築き上げてきた、高千穂ひのかげ栗というブランドをしっかりと守っていくかという方針と計画はあるのかを伺うについて質問いたします。

昨年度は、台風被害の影響もありましたが、大きく出荷量が減少したと聞き及んでおります。私自身町内くまなく見て回ったわけではありませんが、放棄された樹木、管理、収穫の間に合っていない園地を多々見かけます。このままでは、剪定、草刈り、収穫と全てが間に合わなくなり、ひのかげ栗というブランドが、大きく衰退、減少してしまうのではないかと、私は大変危惧しております。

課題は、新規就農者の確保です。現在行っておる、単に労働力が欲しいというだけでは、担い手の増加は今後見込まれることはなかなかないと思います。現場のニーズだけではなく、そこで参加者の立場になって考えてみないと、今後継続は難しいのではないのでしょうか。

一つ目に、担い手の増加において、農業でお金を稼ぐという目的だけなら、わざわざ日之影町を選ぶでしょうか。現在は、例えばYUIMEやJTBなどが行う事業、魅力的な農業支援や就職の機会が、たくさんインターネットで出会う機会があります。だから、普通に情報を得るので、ほかの市町村に勝ち目はないと思われま。行政の能力の問題ではなく、資金と人材のリソースが大きく開いているので、差別化は絶対に必要です。

二つ目に、問題は受託作業やワーキングホリデーなど、ただいま行っておりますが、継続性の問題があります。短期労働では、年度単位では成果が達成できますが、翌年度以降は、新たな求人と現場でのコーチングが発生いたします。そこに労力を割き続ける限り、余力が発生することはなかなかあり得ませんし、技術の習得や作業の効率化も図ることはできないと思うのです。

そこで、栗を柱とした複合農家の新規就農者の呼び込み、町を挙げて奨励することを提案いた

します。剪定をはじめ、草刈り、防除、ネット張り、収穫などなど受託作業も多く、平均的な新規就農家より安定した収入が得られると、私は思っております。剪定には最低3年の技術習得期間が必要であるし、その他の作業も栗農家としての立場で行うことで、我が事として捉え、意欲の向上につながるのではないのでしょうか。

日之影町には、先人がたくさん、多い、通常の新規就農では成し得にくい、他農家とのたくさん触れ合いや多種多様な学びの機会があります。若者は体力と活気を提供し、先人は知恵を授け、互いに助け合う理想的な農村の姿がそこにあります。

さらに言えば、余力をシイタケ原木栽培や繁殖牛の飼料作に割り振ることなど、可能性はたくさんあります。耕作放棄地や離農の対策として、畑地化等促進事業という追い風に乗れ、新たにたくさん栗を植え、放棄された園地を再び整備するなどして新規就農者を呼び込む基盤をつくり、今後何年も続く農業の土台をさらに強化しようではありませんか。苗が育つまでの間は、小間作に繁殖牛の放牧地として牧草を植えたり、ドッグランに使用したり、老朽化した収穫ネットを色とりどりに変えて観光名所にしたり、剪定木の太いものは木工に使用したりなど、ほかにもいろいろと取り組みようはあると思います。

日之影町は度が過ぎると思われるほど、大きな舵をとれば、移住・定住へのアピールにもなると思います。私は、今の栗農家の方々に、自信を持って、挑戦して下さってありがとうございます、この先もひのかげ栗は大丈夫ですと明言したい。先人たちが築き上げてきた、ひのかげ栗というブランドが、担い手不足、有害鳥獣、高齢化により継続の危機に瀕しているという感じが、しっかり守っていくという方針と計画はあるのか伺います。

以上です。

〔議員降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 久保優一議員の、特産品である高千穂ひのかげ栗への取組についての、先人たちが築き上げてきた高千穂ひのかげ栗というブランドをしっかり守っていくという方針と計画はあるのかを伺うについてお答えをいたします。

本町の基幹産業であります農業につきましては、農地面積が少ないことから、古くから、水稻主体に、畜産、シイタケなどを組み合わせた複合経営が営まれてきました。そうした中、栗につきましては、昭和30年代から里山の有効活用を図るため栽培が開始されたところでもあります。その後、生産者組織、農業団体、行政が一体となった生産基盤の整備、共販体制の強化への取組により、市場及び消費者から高い評価を受けており、高千穂ひのかげ栗としてブランドが確立されたものと認識しているところであります。

併せまして、平成22年には宮崎びっくりのネーミングで宮崎ブランドの認定も受けております。また、昭和58年に設立されました特産品開発協議会が母体となり、栗やユズを原料とした6次化への取組によりまして、多くの加工品が開発されている状況でもございます。

これまでの栗生産者への支援につきましては、園内作業道や機械、収穫ネットの整備、新植、改植への支援など基盤整備に努めてきたほか、昭和61年から栗剪定班によります剪定作業の省力化への取組を開始、生産者への支援内容の拡充を図るため、組織の再編成を行い、栗、ユズを対象とした防除、剪定、剪定後の残幹処理作業の支援を実施しているところであり、令和3年度実績では、3作業合わせまして、139ヘクタールの作業を実施したところであります。

また、株式会社日之影アグリファームの農作業受託としまして、令和3年度は600ヘクタールを超える樹園地の下刈り作業のほか、収穫作業を実施しているところであります。

現在、高千穂ひのかげ栗の生産につきましては、令和4年3月に、郡内の関係機関で作成しました栗10か年産地振興計画に沿って、生産維持拡大に努めているところであります。

具体的に申しますと、老木や傾斜地から平坦地への改植を、畑地化促進事業を活用して推進し、作業効率の高い樹園地の団地化を目指しますとともに、重労働の作業であります草刈りや防除作業におきまして、自走式防除機などの省力機化や、現在試験的に取組を進めておりますドローンによります防除並びに抑草シートによります草刈り作業の労力軽減など、なお一層の負担軽減を推進してまいります。

また生産者の高齢化、担い手不足につきましては、栗のみならず全品目共通した課題であると認識しておりますので、新規就農者に対しまして、国や町独自の就農奨励金助成事業を活用するほか、日之影町担い手協議会が平成30年度から開始しました農作業受委託システムの支援内容の充実を図るとともに、日之影アグリファームにおきましての訓練生の受入れや、より実践的な知識や生産技術を年間を通して習得できる地域おこし協力隊制度を有効に活用して、町内外の若い世代から定年退職後に帰郷し、就農されるあらゆる世代の新たな担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

久保議員の御提言につきましては、本町においていただいた中での我々が考えの及ばない意見もございます。本町の農業を支えてきた栗生産の維持につきましては、大変重要な課題でもあります。できることから進めていければと思いますので、今後とも御指導、御意見いただきますようお願い申し上げます。

また、アグリファームで受け入れようとしております栗栽培農家とのマッチング等につきましても、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは再質問に移らさせていただきます。

私が、質問に立ったのは、議員として日之影町で暮らす中で、町民の皆様からの声を行政の責任者である町長に問い、その答弁を受けることによって行政側の姿勢や今後の展望などを町民の皆様にも納得していただくためです。想定どおりの答弁が返ってきまして、非常に残念なところがあります。私が議員として質問するのは、するということの意味を少し酌んでいただきたいところでありました。

さて、再質問に当たって、少しこのたびの一般質問に至った経緯を話させていただきます。まず、私の認識においては、栗生産者だけが担い手不足に困っておるわけではないということです。私は、町民の皆様を選んでいただいて、この場に立っておるわけですから、全ての農家を考えることは当然だと思います。あえて栗を一つ取り上げましたのは、私が多少なりとも栗生産者の現状を理解していると自負していること、そして栗生産現場に絞り、新規就農者を確保することで、担い手確保の講師になると思ったからです。先日の所管事務調査報告でも述べたように、日之影町ではこの農産物で新規就農ができると、明確に定義しなければ担い手の確保は難しいと思われます。何度も言いますが、競合相手は全国の市町村です。YUIMEやJTBなどわざわざ引き合いに出したのは、農業に興味を持った若者の目に触れやすい事業だからです。町内のことだけでなく、情報の受取手のことも視野に入れないと、プロモーションが成功し得ないと思います。

答弁を受けるに当たって、町長はあまり御存知ないかもしれませんが、私は果樹受託組合班（サンカン）、ひのかげアグリファームのどちらにも属しており、実績のごく一部ですが担っておりますので、受託作業の現状は多少なりとも理解しておるところであります。それぞれの組織で生産者の負託に応えるため、現場の皆様は一生懸命働いておりますが、受託面積の増加に伴わず、作業員は減少し作業の遅延が起きています。

また、歴史と評価においても、生産者との会話の中で教えていただきました。一生懸命に手掛けておられる生産者の方々とのお話は非常に励みになります。歴史の重みを知ることと、評価を知ることが、受託作業の士気向上につながっております。

10か年計画の内容につきましても、現地に視察に出向き、ドローン以外はこの目で見てきたところあります。栗生産者が楽になる取組があれば見に行く、これは私にとっては当然のことです。これについては私が知り得る限り、収穫ネット、肥料などの補助制度が薄くなってきたよという声が生産者からよく聞かれます。

栗農家の方々におきましては、まだまだ分かったらんとお叱りを受けるかもしれませんが、私なりに知見を深めてきたところあります。その中で、このままでは間に合わないと思い、この

たびの一般質問の運びとなりました。

長くなったので、再質問は端的にします。

一つは、明確に差別化を行った新規就農者確保に向けたプロモーション戦略はあるかということです。新規就農者が生まれ不来るのは、知らないからにほかなりません。明確に簡潔にメリットを提示できなければ、町外その他の方々に見つけていただくことはかなわないと考えます。

二つ目、努める、検討するという段階はすでに過ぎていると思われるが、本年度、もしくは来年度の新規就農者と受託班員の確保において、想定される人数をお答えいただきたいです。人を採用するに当たって、人数が分からないなどという例は見たことがありません。数字がなければ目標も明確にできないと思います。あくまで想定で構わないので、数字をお答えいただきたいです。

三つ目は、町独自の補助制度ももちろんですが、町長のいつもおっしゃられるアグリファームを拠点とした研修システムに当てはめると、栗の場合はどうなるかという構想をお答えいただきたいです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 三つのお答えをする前に、ちょっと御説明を申し上げたいというふうに思いますけれども、想定どおりの答弁だということではありますが、やはり通告を受けた上で、こちらで勉強して、何でもかんでも私の思いとかを言ったところで、それを議員は、町民の代表として町民にお返しをする。やはり根拠とある今の現状とか認識をして町民に伝えることが、議員の務めであり、私の答弁の答えであるわけでありますから、ここで大風呂敷を広げるっていいことであれば言いますけれども、やはりちゃんとした行政の方向性を示す質疑であれば、ちゃんとした根拠がない中で、議員の質問に、想定で俺の何だ何だということではちょっとおかしいんじゃないかなという思いがありますから、通告を受けたら関係課が集まって勉強会をして、実績を見て、現時点ではどのような答えができるかというのを答えるのが一般質問だというふうに私は思っておりますので、その点だけは御理解いただきたい。

そして、栗生産、果樹受委託組織、これは私が農林振興課時代から、営々としてつくってきた組織であります。その中で、課題も十分知っておりますし、久保議員が果樹生産受委託組合でやっておられることもちゃんと知っておりますし、そして一緒に開始式にも出てやっておられることも十分認識をしておるわけであります。その中で、新規就農者が不足しておる、こういったスマート農業といったものをやってほしいという意見交換も果樹振興組合等々で私自身もやっておりますし、担当課もやっております。それが行政の仕事というふうに思いますので、久保議員が生産者組織と将来に向かっていろいろと議論されていることは大変ありがたい、そして先ほど答

弁しましたように、あらたな、新しいそういった外部からの目、そういったものを言っていただくことも大変ありがたい、我々が考えつかないような御意見もあるわけですから、それを参考にしながら、今後何も新規就農対策をやりたくないとか、危機感がないという気持ちはありませんので、その辺は御理解願っておきたいというふうに思っています。

そして今、御質問がありましたように、やはり若い人を移住・定住というか、新規就農でこちらに呼ぶためには、ここでどのようなことができるかということをしてPRすることは大変重要なことであります。高千穂町が、勉強会、何ですかね、学校みたいなものつくっておりますけれども、うちにはアグリファームでそういった実践もできるわけでありまして、久保議員もアグリファームで経験を積まれておることも知っておりますので、そういった確認して、勉強なりあるいはSNSで流すことは簡単かもしれませんが、ある程度形をつくったものでこうなります、栗が生産の収穫作業ができないときには、ほかの作業をマッチングしますとか、そういった形をつくり上げない中で、ただ、できるできるは、できませんので、そういうことについては、明確に今後やっていくということで指示をしておりますので、その中でPRが、プロモーションが足りないということはカバーさせていただきたいというふうに思います。

それから、想定する目標、根拠のある数字ということじゃありませんけれども、できるだけ多ければいいわけですから、できますれば3名から5名はアグリにも来ていただいて、栗剪定班のみならずやっていただきたいということで、ワーキングホリデーを含めて、今、新年度に向けては、担当課、アグリを中心にやっていきますので、またお知合いとかそういう条件があれば教えていただければいいかなというふうに思います。

私がアグリファームをつくったのは、単純に農作業受委託組織とするのみならず、今、久保議員がおっしゃったような形で、日之影に来て、あそこで勉強するなり実践をして、極端に言えば栗の樹園地が高齢化で手放そうという人がおれば、そこに行って、何ですかね、資金を借りてでも、売買でもいい、賃借でもいい、譲っていただくなりして継承していくというような形が取ればいいわけでありまして、そのために他の自治体も新規就農者とか、確保対策をやっているんだろうというふうに認識しております。そういうことで、アグリファームをその構想の核に据えたわけでありまして、現時点では、正直、受委託のほうに手がいっぱいという形でありまして、そこら辺の組織体制も踏まえながらも、今後進めていきます。農林振興課のほうについては、その新規就農対策については指示をしておりますので、今後また令和5年度以降に含めまして、今、久保議員からの率直な、本当何と申しますか、それぞれの個々の問題、現場に行った課題等について御提言ありましたけれども、何ら久保議員と我々が差異があるというふうに思っておりませんので、ただ行政として、私として、花火だけを打ち上げるということではできないというふうに私は思っておりますので、やはり行政預かる者としては、着実にそういった検証を踏

まえながらやっていると、お金も伴うわけでありますから、その点はそういう考えの中で、想定どおりの答弁になったかもしれませんが、その点はお許しいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先ほど私の再質問の中で行き過ぎた発言があったことは、ただいま謝罪いたします。想定どおりというのは、いささか言い過ぎだったと、私は町長の答弁を受けて感じました。確かに、私と行政側と日之影町の農業を継続していきたい、担い手を確保したいという考え、ゴールは一つであると思います。

しかし、例えば、行政側が新規就農対策をする、担い手対策すると、大風呂敷でなくても広報などに載せ、町長が施政方針で発表すれば、町民は今か今かと期待するわけです。

私は、日之影町に暮らしてまだまだ3年と短いですが、まだかまだかという声をたくさん聞いております。どうか日之影町の行政を執行する機関といたしまして、早期の新規就農者確保に御尽力いただきたいと思われまます。

質問は以上です。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

新規就農対策については、議会のほうからもいろんな形で御質問もありますし、総括とかいろんな形でもお答えをいたしております。

その中で、具体的にその方法とか、今まで施政方針とか出していないのかなというふうに思いますけれども、農林振興課だよりというのを農林課のほうで出しております。そういう中にこういったものがある、あるいは今後こういうことでアグリと連携して就農対策をしたい、あるいはホームページ、SNS、そういうもので出すことはやぶさかでございますので、早速、現時点での新規就農対策等を含めて、今後こういうことをやっていきたいとか、アグリファームではこういうことを取り上げていきたいとかいうのを、農林振興課だよりあるいはホームページ等で出すことを、議会終わりました担当課に指示したいというふうに思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、久保優一君の質問は終わりました。

.....

○議長（高館 英嗣君） 次に、小川輝久君の質問を許します。小川輝久君。

〔議員登壇〕

○議員（3番 小川 輝久君） 私は先の通告書のとおり、1点目、コロナ感染症の今後の対応に



ついて、2点目、本町の伝統芸能の継承について、以上2項目を町長、教育長に質問をさせていただきます。

初めに、コロナ感染症の今後の本町の対応であります。

国の指針によると、コロナ感染症が、5月連休明けには5類移行の見通しであるが、各自治体や医療機関などに準備を進めるよう指示したとの報道がありましたが、本町においては、この指示の後、どのような対応策が協議なされているのか、町長に伺います。

次に2点目、伝統芸能の継承についてであります。

コロナ禍により地域コミュニティ活動の衰退が見られる中、本町の事業継承の支援策も含めた対応について、教育長に伺います。コロナ感染症が拡大したここ2、3年、町内の各集落の公民館活動、奉仕作業、祭り等々、あらゆる地域コミュニティが中止等により大きく衰退が見られます。追い討ちをかけるように、各伝統芸能保存活動も、コロナに名を借りた自粛ムードが、事業継承に大きな足かせになりかねない状況であります。今後、世界農業遺産の認定にも、伝統芸能の継承が大きなものがあると思われませんが、支援対応策について教育長に質問をいたします。

あとの質問は自席にて行います。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） それでは答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 小川輝久議員の新型コロナウイルス感染症の今後の本町の対応についての新型コロナウイルス感染症が5月連休明けにも5類移行の見通しであるが、本町の医療体制を含めた今後の対応策について伺うについてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、国の方針により、令和3年2月より医師及び医療従事者から接種を開始、本町におきましては、令和3年5月から65歳以上の高齢者及び医療従事者等に1回目接種から20日間隔を空けての2回目接種を行い、12歳以上の集団接種は令和3年9月に終了したところであります。その後、令和4年2月から3回目接種、4回目接種、オミクロン株対応ワクチン5回目の集団接種を行い、令和4年12月に終えたところであります。本町の接種率につきましては、住民の関心度が高かったため、県内でも高い接種率となっております。

御質問の本町の医療体制は、感染症法の規定の変更となりますので、従来のインフルエンザ同様、日之影町国民健康保健病院での入院や外来での対応が可能となることを意味します。実際には、現在も検査、治療、新型コロナウイルス感染者入院対応等、町民へ適切な医療の提供を行っているところであります。

特に、入院対応につきましては、令和4年9月15日から、コロナ患者を受入協力医療機関の

病床として2床、県の指定を受けており、郡内の患者を受け入れた実績もございます。

また、保健所や高千穂町国民健康保健病院の感染管理特定認定看護師の指導により、クラスター発生時における感染拡大を防ぐ技術や知識を習得しております。今後、5類に移行しましても、現状と変わらず、入院外来ともに、個々の患者様に一番利益となる対応を取ってまいります。

なお、今後の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の方針に従い、順次接種を進めてまいります。追加接種可能な全ての年齢の者を対象として、今年秋から冬にかけて1回、重症化リスクの高い皆様については、春から夏にかけて前倒しして、さらに1回接種を計画しております。費用については、全額公費負担となっております。

また、マスク着用の考え方の見直しにつきましては、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の判断に委ねることを基本として、3月13日から適用することとなります。なお、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関受診時、高齢者施設等への訪問等については、マスクの着用を推奨することとなっております。

今後、新型コロナウイルスについての対応策につきましては、国の方針に従い、関係機関と密に連携を取りながら進めていきたいと考えているところであります。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。教育長、橋本範憲君。

〔教育長登壇〕

○教育長（橋本 範憲君） 小川輝久議員の本町の伝統芸能の継承についてのコロナ禍により地域コミュニティ活動の衰退が見られる中、本町伝統芸能の事業継承の支援も含めた対応策について伺うについてお答えをいたします。

御案内のとおり、本町には、県指定民族向け文化財である大人歌舞伎、深角団七踊り、そして、岩井川、岩戸、深角、四ヶ惣の四つの系統がある日之影神楽がございます。そのほかにも、松の木地区田植踊りや古園の棒術、追川団七踊りなど、魅力的な伝統芸能が数多く存在いたします。これらの伝統芸能は、先人たちからの教を地域の人々が守り伝えてきた日之影町の貴重な文化財産ですが、近年、過疎化、高齢化の影響により、町内、神楽保存会27団体あるうち、9団体が現在休止状態となっております。どの団体も保存、継承活動が円滑に実施できない状況となっております。

そのような中、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう状況が3年続き、伝統芸能のみならず、祭りなど地域コミュニティ活動の衰退も危惧されているところでございます。

本町は、これまで伝統芸能の継承、後継者育成を目的に、伝統芸能保存団体への支援を実施してまいりました。令和4年度におきましては、これらの支援に加え、新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金を活用した保存、継承に必要な備品等の整備を行うなど、活動再開への取組を実施し、完全な形態ではありませんけれども、大人歌舞伎や深角団七踊りの奉納、また、溪谷祭りにおける青少年伝統芸能発表大会や神楽祭りの実施、大人地区では夜神楽の奉納と、ウイズコロナの対応に一定程度効果があったものと考えております。

また、町内神楽保存会の中には、楠原地区、深角地区、大人地区などのように、舞手不足の解消と地区の伝統を守っていくために、積極的に子供たちに神楽を教え、回している保存会もごさいます。

今後、このような活動に対し、これまで同様に支援を実施してまいりたいと考えておりますが、コロナによる活動の停滞は、小川議員おっしゃったとおり、想像以上に深刻であると認識しております。伝統芸能活動と公民館をはじめとする地域コミュニティー活動は大変大きな関係性があり、また、令和5年度、農水省の専門家会議が実施する2回目のモニタリング調査が予定されている世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域や、平成29年に登録された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにも関連があることから、伝統芸能の保存継承にして、継承していくことの重要性、必要性を鑑み、関係各位と連携を図りながら、各伝統芸能の魅力を内外に発信し、本町のすばらしい伝統芸能の継承と後継者の育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[教育長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、コロナ感染症の5類への移行は、地域経済の回復に向けたメリットもあると思われませんが、市中感染が増える可能性もないわけではありません。そこで、先ほど町長の御答弁にもありましたように、マスク使用についての制限指針についてお伺いをいたします。県では、児童生徒、卒業式での生徒のマスク使用については、外しても差し支えなしとしておりますが、どこの自治体でも例外ではないと思われるが、本町での対応を伺います。保護者来賓等についても、ガイドラインの周知を再度徹底するべきと思われませんが、町長の所見を伺います。

さらには、建築資材高騰や人手不足によるコストアップが今後の懸念される材料であります。本町のサポート体制を伺います。町内事業者に向け、高熱費、高騰対策支援金の支給や、電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付金等の支給が、いち早く進められておりますが、そこには対象者への縛りがあるようでありまして、特に電気料金については、軒並み全世帯に負担が増してきております。何らかの対応はできないものか伺います。

次に、先ほど御答弁の中にありましたが、町内の病院での発熱外来等はインフルエンザ同等というお答えをいただきましたが、その際の費用は、それこそ全額自己負担となるのか、現時点で

のガイドラインの町民への周知を徹底する必要があります。

コロナ5類移行後は、地域経済回復が最も望まれるところであります。本町の基幹産業である農林業の支援については、JAとの連携を密にし、商工業の活気を促す施策を打ち出してほしいというふうに思っておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（高舘 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えします。

まず、マスクの着用につきましては、先ほど答弁した中で、一律ルールとして求めるものではないような方向性になっておりますが、卒業式等の対応については、教育委員会のほうで対応していますので、教育長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

それから、建設資材、高熱費等の支援金等につきましては、国の制度等を踏まえながら支給をしておるところでございます。今後の動向につきましては、国の予算審議も進んでおりますけれども、国のほうにおいても予備費を使って、5兆円使って、また新たな対策を打ち出すというようなお話も、新聞等で拝見をいたしております。

そのような中で、本町の自治体としてできること、そういったことについては、今後検討する必要があるというふうには認識をいたしております。特に電気料金につきましては、総理大臣のほうから物価対策の柱としてやるというような方向性の発表もされております。そういう中で、どのような対応になるのか。そして、今朝の新聞か昨日の新聞でありましたけれども、LNG、また天然ガスか、そういったものの輸入価格というのが減少傾向になっております。2割ほど下がってきたということであれば、やはり電気料金も、現在、電力会社のほうは値上げ申請をしようかということでもありますけれども、それにも政府としてはストップがかかるのではないかとというような新聞報道もありました。そういったことを踏まえながら、今後の推移は見守りたいということで認識をいたしております。

発熱外来等の費用負担につきましては、これは私もまだ現時点では国の方向性として出た中で、新聞等で見た中でありますけれども、参考になるかと思っておりますけれども、5類になると行動制限はできなくなると、緊急事態宣言、入院勧告、外出自粛要請等はできない。公費負担が、一部が自己負担、入院等、感染者の報告は基幹病院からの定点報告のみ、県内57病院だそうです。予防ワクチン接種は自己負担、季節性インフルエンザ同様というふうになりますし、令和5年度新型コロナウイルス接種は公費負担ということでもあります。

そういったことで、これはあくまでも新聞報道等なり現時点での方向性が示されておりますけれども、今答弁しましたような形でなることが現実視されますれば、やっぱり町民の方々には周知を図っていくことが必要と認識していますので、保健センターなりから周知を図らせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（橋本 範憲君） それでは、卒業式のマスクについて、私のほうでお答えいたします。

県教育委員会のほうからマスクの取扱いについて、それに沿って行うんですけれども、具体的に申しますと、主人公である卒業生については、入退場、マスクを外して入場してきます。そして、卒業証書を授与であるとか、答辞、送辞など、前に出て発表する場合もマスクを外して顔を全部、3年間ずっとマスクしてきた子たちですけれども、今回マスクを外して発表、卒業証書を授与します。ただ、在校生、また保護者等には、校歌斉唱も実際ありますけれども、校歌斉唱、君が代斉唱がございますが、歌を歌ったりしますので、マスク着用をお願いしようと思っております。これは、やはり高齢者と一緒に住んでいる家族も多いということもありますし、やはり、まだまだ油断の許さない状況でもございますので、そこはしっかりと守って、あとは様子を見ていきながらになりますけれども、今回の卒業式に関しては、卒業生は、また席に着いたらマスクをすることになりますけれども、一人で出るときにはマスクを外し、あとは皆さん座っているときはマスクを着用ということでお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） 来賓についての……。よかったですか。

○教育長（橋本 範憲君） 来賓の皆さんにもマスク着用をお願いします。

○議長（高舘 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 今、コロナあるいはマスク着用についても御答弁をいただきましたが、それぞれ県、国の指針に基づいた施策のようではありますが、町独自のまた新たな施策等も町長には考えてほしいなというふうに思っておりますが、次には、伝統芸能の継承について、さらなる質問をさせていただきたいと思えます。

議会総務常任委員会では、所管事務調査の一環として、本町の伝統芸能保存会6団体との活動等を含めた意見交換会を開かせていただきました。各団体におかれましても、コロナ禍により組織自体の弱体化が進んでおり、それにもまして少子高齢化が事業継承にブレーキがかかっているようであります。町からの助成として各団体に、町単独助成、世界農業遺産支援助成、コロナ感染臨時交付金助成等々、それぞれの団体に助成がなされておりますが、使途についての制限があり、備品調達に苦慮しているとのことであります。

各伝統芸能保存会、深角団七踊り、古園棒術、大人歌舞伎、追川団七、松の木地区田植踊り、日之影神楽、日之影文化財愛護サークル等がありますが、いずれの保存会についても、その歴史は古く、150年以前からの伝承もあるということでもあります。

事業継承については、それぞれ特殊な用具が必要であり、それらがいずれも高価なものが多い、

継承には欠かせないものであり、支援策を打ち出す必要があります。県内外の伝統芸能に触れ合う機会があるたびに、その衣装、用具等に目が奪われる感がいたします。今後世界農業遺産存続の中でも、特に伝統芸能の継承の大切さ、大事さを捉えた施策を打つべきと思われます。

さらには各伝統芸能のデジタル化、DVDでのデータ化まで行い、町内外いつでもどこでも、ふるさとの伝統芸能が見られるようなシステムづくりをしたらどうか提案いたします。

伝統芸能の中においても、神楽の継承については、地区地区により、神歌、舞いの所作、太鼓のばちさばきにも大きな違いがあります。実際、隣村の神楽は全然舞うことができないというほどで違いがあります。が、ゆえにこの神楽の伝承はなかなか思いに任せないところがあります。本町では神楽殿も整備され神楽祭りと呼ばれて開催され、そこに予算配分もなされているようですが、神楽保存団体は、現在町内27団体ほど登録されておりますが、各団体に対しての支援は薄いのが現状であります。

そこで提案をいたしますが、そのような保存団体を有する公民館に対して、公民館活動助成金として事業継承を後押しすることはできないものか、公民館長会等で支援策を協議することも必要であると思われます。

町としても、助成や補助金を出して終わりではなく、伝統芸能に寄り添い、親しむ社会づくりを推進すべきと思われますが、再度教育長の所見を伺います。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（橋本 範憲君） ありがとうございます。

まず、確かに、なかなか神楽伝統芸能等の衣装や道具は本当に特別なもので、なかなか高価なものであるというのは聞いております。今年度も、先ほど答弁しましたコロナの予算を使いまして、いろいろ業者さんをお願いしたんですけど、なかなかそろわないというのも実際あって、今途中での状況ですけども、やはりなかなか少しずつじゃないと、なかなか一遍にはできないなどというのは、今年やってよく分かりました。ただ、まだ予算等につきましては、今、小川議員から御指摘のあったとおりで、何かそういうものがないかどうかは、少しいろいろ探して、予算化できるものを検討していきたいというふうに考えています。ありがとうございます。

また、DVD等のデータ化ですけども、もうこれまでに、各伝統芸能また神楽を一応DVDで録画はしております。あとは、それが皆さんから貸し出しとか、見れる状況にするところまでまだ行っていませんので、録画は各地区回って録画しましたので、それを今度は使えるようにデータ化していきたいと担当のほうに申しつけて準備進めていきたいと思っております。大事なことだと思っております。やはり、おっしゃったとおり地区地区によって、ちょっと若干違いますし、やはり高齢者の方、非常にうまい人の舞なんかは、やはり残しておきたいなという思いもございますので、可能な限り、そのデータをうまく活用できるように持っていきたいと考えております。

あと各団体の支援また公民館、特に公民館への支援についてですけれども、今考えておりますのが、公民館の中の分館、活動助成をもう少しできないかというお声も聞きました。やはり小さい分館はなかなか十分な活動ができないというのもありましたので、これはもう早速検討しておりますして、1世帯当たり現在分館の費用で530円を計画しているんですけども、これ来年度はちょっと800円ぐらいにできないかというので、今、この中で、委員会の中で、少しでも公民館活動ができるように、使えるような予算として上げていきたいと、わずかではありますけれども活用していただきたいというふうに考えております。

そのほかにも、館長会等の中で、いろんな意見も出されると思いますので、一緒になって、全てできるわけじゃございませんけれども、やはり公民館というのは大事な自治組織でありますので、一緒になって伝統を守ること、または新たな取組をすることを、私たちがやれやれというわけにはいきませんので、こういうのはどうかという提案がございましたら、一緒になってできることを進めていきたいというふうに考えています。ありがとうございました。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 先ほど小川議員のほうから、そういった物価高騰等についての支援策について検討はされないのかというような御質問が最後ございましたので、まずは、国、県の方向性というのを十分対応しながら進めていきたいというのは当然のことです。そして、その中から使えるもの使えないもの、そして使えない、日之影町で独自で考えないといけないこと、そういうことを今までも農林業、商工業を含めて、コロナ対策あるいは物価高騰対策としてやってきたつもりでありますので、今後もそういったことについては、担当課のほうでまた関係団体との意見交換会をしながら、どういったことが本当必要か、必要ないか、そういったことを十分認識しながら、やはり今後、令和5年度がどのような状況になっていくのかというのは、まだまだ不透明でございますので、そういったことについては、やはり考えておく必要があるというふうに認識をいたしておりますので、今後またいろいろと御相談をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、小川輝久君の質問を終わりました。

.....

○議長（高館 英嗣君） ここで暫時休憩といたします。11時5分から再開したいと思います。  
暫時休憩といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、一水輝明君の質問を許します。一水輝明君。

〔議員登壇〕

○議員（6番 一水 輝明君） それでは、さきに通告いたしました質問事項、集落道の維持管理の対応策とペット社会の対応策について、町長、教育長に対し一般質問を行います。

初めに、はじめに1点目の集落道の維持管理の対応策であります。

少子高齢化は、日本における重大な問題として存在し、深刻な社会問題となっております。本町のような中山間地においても、高齢化率も年を追うごとに高くなる傾向が続く中、地方からの都会への人口流出により、耕作地や農業の担い手が減ることで、農村の景観や集落道の草刈り等の維持管理は喫緊の課題であります。そこで、将来を見据えた基本的な対応策について、町長の所見を問います。

2点目、ペット社会を迎えた対応策であります。

現在多くの方は、ペットを単なる動物ではなく家族の一員として捉え、人間と同様に暮らす人が少なくない状況にあります。昔は、犬は農作物を荒らす小動物を追い払い、不審者から家族を守る番犬であり、猫はネズミを捕る役割を担っておりましたが、現在ではそういった実利的な役割から関係性そのものへと変化し、共に暮らす家族として捉えている状況にあります。ペットは、見るだけで癒やしを与え、日常生活でのストレス解消や身体的、心理的、社会的効果があるとも言われております。

そこで、ペット社会を迎え、本町でもペットと暮らす町民の方も少なくない。ペットを通じての人との交流や癒やしは、生活の中で生きがいを与えている。今後ドッグラン等の設置の検討はないか、町長の所見を伺います。

同じく教育長にも質問をいたします。

ペットを飼うことは相手を思いやる感性や気持ちを感じ取る創造力といったコミュニケーション能力を身につけるなど、子供の情操教育にも非常に良いと言われております。学校教育からの視点から見る動物飼育の係わり、指導について教育長の見解を問います。

以後の質問は自席にて行います。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 一水輝明議員の集落道の維持管理の対応策についての高齢化の進む中、農村の景観や集落道の維持・管理は当面の課題である。将来を見据えた基本的な対応策はについ



てお答えをいたします。

農村の景観や集落道の維持管理につきましては、これまで各集落におきまして自分たちの住む地域は自分たちで維持管理するという自助、共助の精神の下、住民の皆様の共同により維持管理をしていただいているところでもございます。しかし、近年の少子高齢化に伴う人口減少によりまして、代々行われてきた農村の景観や集落道の維持管理に支障が生じている集落があることは認識しているところであります。

また、コロナ禍におきまして、人と人とが交流する機会が減り、地域のコミュニティーが崩壊するおそれまで出てきております。これまで、本町におきましては農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動及び日本の原風景である棚田地域の持続的発展を図ることを目的に制度化されました、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、棚田地域振興法によります棚田地域振興活動加算を活用しました農作業道の整備や遊休農地の草刈り、景観作物の作付などの耕作放棄を防止、景観を維持する取組が集落全体の共同取組活動として行われております。

また、町道などの生活道路につきましては、集落によります草刈り等の道路清掃作業を行う際に、集落の要望に応じ建設業者やリース会社のタイヤショベル等の機械を提供し、労力の軽減を図っているところでもございます。例年8月を道路触れ合い月間と定めまして、各公民館に集落内の道路清掃等の奉仕作業をお願いしており、その謝礼としまして少額でございますが、商品券を配布しているところでもございます。

水源の里地域におきましては、水源の里基金を活用しまして、6月から2月までの期間、対象地区を中心に、水源の里支援隊が集落道の草刈りや水源地の整備などを行っております。今後集落の状況などを把握し、自助、共助を基本としながらも、行政の支援の在り方などにつきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、ペット社会の対応策についてのペット社会を迎え、本町でもペットと暮らす町民の方も少なくない状況にある。ペットを通じての人との交流や癒やしは、生活する中で生きがいを与えている。今後ドッグラン等の設置の検討はないかについてお答えをいたします。

全国的にペット社会が広がりを見せる中、その背景には、少子高齢化や核家族の進行により犬や猫、鳥類をはじめとする動物をペットとして使用することで心の安らぎを求める人が増えてきております。また、コロナ禍で外出自粛が続き、在宅時間が増えたこと、また人と人との距離をとらざるを得ない状況の中で、孤独を癒やす存在をペットに求める方が増えるなど、社会においてペットの存在が大きくなってきております。

一方で、動物虐待の問題や不適正な使用による苦情や地域トラブルが多く発生しており、動物の愛護と適正な使用について、広く関心と理解を求める取組が必要であります。

本町におきましては、飼い主の方々にペットの適正な使用に努めていただいておりますが、一

部では放し飼いや糞尿処理等に関する苦情も出ているところがございます。また飼い主のいなくなったペットが増えることが予想される中、その対応策についても今後検討していかなければならないと考えております。

御質問のドッグラン等の設置につきましては、豊かな自然の中飼い犬と同伴で楽しめるレジャーとして人気が高まっております。全国の事例を申しますと、愛犬と一緒に泊まれるホテルの建設や食材にこだわった犬向けのメニューを提供する飲食店の開業とともに愛犬と楽しめるイベントの開催など、ペットを連れての観光が広がりつつあります。また、近隣自治体の取組事例を申しますと、日向市では、日向サンパークの敷地内に施設をオープンし、昨年よりサービスを提供しております。ドッグランのみの開業であれば特別な資格は不要のようではありますが、施設を整備することでペットを飼いやすくなるだけでなく、ペット連れの観光客が訪れ、利用者相互の交流とともに、観光の活性化にも期待ができるものでございます。

しかしながら、本町のような急峻な地域での敷地面積の確保や糞尿の臭いなど、衛生面への配慮をはじめ、施設でのけがに対応するスタッフの確保など、様々な準備課題があるというふうに認識をいたしております。

また、本町の令和5年2月末現在の犬の登録数は244頭であります。観光協会道の駅等においてドッグラン等に関するお問い合わせはいただけない状況でもございます。現時点でのドッグラン等の設置は考えておりませんが、今後ペットに対する要望等が増えることが予想されます。先ほど久保議員の一般質問の中にも、栗園地でのドッグラン等のことの御質問もございました。そういったいろんな御意見等も参考にしながら、費用対効果、そういったものを踏まえながら、要望や課題効果等を十分に考慮しまして対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。教育長、橋本範憲君。

〔教育長登壇〕

○教育長（橋本 範憲君） 一水輝明議員のペット社会の対応策についての学校教育の視点から見る動物飼育の係わり、指導についてについてお答えいたします。

私たち人間は、地球上に暮らす多くの生き物との関わりの中で生きており、子供たちは様々な体験を通して、動物との関わりに気づき、動物にも感情や要求があること、動物の命が私たち人間と同じであることを学んでいきます。命を尊重することや動植物を愛護することについては、小中学校学習指導要領に位置づけられており、子供たちは各教科において学習しています。

例えば、小学校1、2年生の生活科においては、動物を飼ったり植物を育てたりする活動が位置づけられており、それらが命を持っていることや、成長していることに気づくとともに、生き

物への親しみを持ち、大切にしようとする態度を育てることとなっております。小学校3、4年生の理科におきましては、身の回りの生物の観察や動植物と季節の変化との関係について学習します。5、6年生の理科では、動物の誕生や成長の様子、人間、人の体のつくりと働き、生物と環境との関わりについて学習します。また、中学校では理科の第2分野におきまして、動物の体のつくり、命の連続性、生物の多様性などについて学習します。道徳科におきましては、小中学校全学年において命の連続性や有限性について理解し、かけがえのない命を尊重することが内容項目として位置づけられております。このように、各教科において、児童生徒の発達の段階に応じた指導が行われております。

県教育委員会では、教育振興基本計画において命を大切にす教育の推進を重点取組として掲げており、毎年7月の第1週を命の教育週間として位置づけております。

本町におきましても、この命の教育週間に合わせ、各学校で様々な取組を行っております。例えばその中で、本年度、宮水小学校では、宮崎市にある宮崎動物愛護センターから講師を招いて出前授業を行いました。動物愛護センターは、人と動物とのつながりから、命の尊重や命に対する畏敬の念を育むことを目的として、動物を介在した教育プログラムを準備しており、子供たちはペットを飼う上での飼い主の責任や、人と動物が共生していくために、ペット、野生動物、家畜、それぞれに大切なことは何か等について具体的に学ぶことができます。近年、鳥インフルエンザやコイヘルペス等の病気の発生や、衛生面や、子供たちのアレルギーへの配慮、さらには土日、長期休業中の飼育の負担などから、学校で動物を飼育することは少なくなってきましたが、一方で子供たちが自然現象に接する機会や命の尊さを実感する体験が少なくなっている現状もあると感じております。

しかし、本町内の学校におきましては、牛を飼育する畜産農家を訪れ、牛の育て方について実際に触ったり学んだりします。合鴨農法による米作りを通して、合鴨のお世話を自分たちでして、可能な範囲で動物と直接触れ合う機会を設ける取組を行っております。

今後も、動物について学ぶことによる気づきを促すとともに、それぞれの動物がよりよく生きるため、私たち人間がどのような責任を負い、果たすべきなのかを子供の頃から学び、一水議員のおっしゃった情操教育や感性、思いやりの心、また生き物の命を慈しむ心など、豊かな心を育む取組を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 今回は将来を見据えたということで、抽象的な質問となりましたけれども、確かに各集落によって非常に格差があるといえますか、人口増減が続くところもございまして、一律にこの問題が全てに対応する、可能にするかということはない部分もございまして

けれども、集落によっては、県道から集落に入るまでの町道もございまして、集落内はできてもその途中ができていない道路、台風災害の後の建設業さんが大きな石はのけますけれども、小さい、通られる状態であればそのままの放置というのが数多く見受けられたこともありまして、こういったときに、今何をやっても非常に人材不足ということで、それぞれの集落をそれぞれで守るとするのは、将来恐らく大変厳しくなってくるだろうというふうに思っております、そういった中に、町長はもう既に御存じであります、以前に同僚議員からも一般質問に出た、特定地域づくりの事業協同組合制度というのがありまして、話によりますと、今、諸塚村が取り組んでいるということでもあります。私も詳しい内容については、インターネットで調べた分の資料でしかまだないんですけれども、非常にこの内容を読んでみますと、いわゆる職員を通年で雇用した上で、地域事業者に派遣するための仕組みとこういうふう書いてあります。そういった中で、内容を見てみますと、農業とか商業関わらず、この制度ができているということを見ておりました、こういった制度が、我々日之影町にも適用できないものかなということと、それに見合ったここにまでいかんでも一般町民を含めて、そういった方々へ委託なりする、委託をして、そういった方々から、町道の整備をできるだけしてもらおうと、なかなかボランティアだけで維持するというのは大変厳しくなっている状況でもありますので、そういった制度の取組を今後できないのか、またそれに類するような官民一体となった、今後公民館組織のづくりの編成等も含めることもあるかなと思いますけれども、なかなかそういった早めに段取りしておかないと、本当に集落によって格差があるなということを感じておりましたので、町長の改めてまた所見を伺いたいというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 特定地域づくり事業協同組合制度については、今、一水議員がおっしゃったような流れであります、これにつきましては、本町におきましても研究、検討というのは進めております。しかしながら、ネット等で書いてありますように、非常に見た感じでは100点満点というか、いいなというふうにあります。現実論としてですね。国がお金を与えて、そして給与を出してということではありますが、これは簡単に言えば、極端には商工会あるいは農協さん、あるいはアグリとか、そういった方々が出資をして、協同組合を使って、そこで職員を雇って、極端に言えば建設業に入ってもいいでしょうが、建設業は入ったらいかんちゃこれには、建設業はだめですので、農業とかに、忙しいときには3か月なり農業に行きなさい、そして、仮に私がその組合に職員としたら3か月は農業に行きなさい、空いたから今度はどっかのお店の売り方に行きなさい、そして通年1年間で生活をしていくという取組で、それでお給料をもらえれば非常に安定した生活だからと言いますけれども、これは島根県の隠岐の島辺りが一番進んでおりますし、いいというふうに、島でありますからその中で完結しますから、非常にいいのかもしれない

れませんけれども、そして今島根県が一番進んでいるというか、と申しますのが、これは衆議院議長細田先生がつくった制度だそうです。ですから、島根が先にやれということでやっているようでございます。ただ現実には、そう甘くはなくて、日南と諸塚はこれに取り組んで、宮日にも載りましたけれども、現実には、まだ諸塚には、そういう組合を手を挙げてやろうかという人がいない、日南市は町なかで、1人2人やっているようでありますけれども、先駆的な取組であることは間違いありませんけれども、現実としてそういった方々で、一番ベストは1年を通じて、私なら私が1年を通じてその仕事ができるような体制が一番いいわけでありましてけれども、それがそう簡単に、来てから農業をやったり、次は商業行ってレジをやったり、今度はまた違ったところに行って、また3か月単位で変わるとか、果たして現実的にその移住される方とか、可能なのかなということが、今うちで検討している、役場の中で検討会も立ち上げて勉強しております。手を挙げると思えばやられると思いますけれども、果たして手を挙げたときに、これで動かし切れるのかというのがネックでありますので、今まだ、研究段階ということで御理解いただきたいと思っております。

新年度になりましたら、以前、総括でも言いましたように、こういった人口急減対策室というものもつくりまして、そういう中で、大いにもう行って見てこいと、ネットとかこれじゃなくて現場に行かせて進んでいるか進んでいないか、いい方向というの、当初予算にもそういった研修費の旅費も組ませていただきましたので、職員派遣する、そういうので実際見て、先ほどの久保議員の農業の在り方についても、先駆的なところあれば見に行くし、子育て支援の今一番進んでおりますのは、特殊出生率が2てん何ぼを超えて、日本一の子育てというのは、岡山県奈義町にあります。機会があれば議会のほうも見に行かれるといいと思っておりますけれども、そういったところにも行って、どのようにやっているのか、課題は何かというのを現在見らんと、なかなか難しい面もあります。そういうことで、特定事業協同組合、今、一水議員がおっしゃったことについては、十分理解もしておりますし、やり方については勉強したい、それがそういった御質問の集落の景観整備に生かせるのかどうかということも含めて、今後の将来の御質問にありましたような将来を見据えた基本的な方向というのは十分考えていかにやといかんということでございます。

その中で一点、うちは水源の里のほうに集落支援隊という形で、実際ある程度もう通年的な雇用であります、何か月かはちょっと外れていますけれども、そういうことも、もう長年やってきておりますので、それを現実には、今水源の里条例の中で動かしておりますけれども、それをどうするのかとか、そういうことを将来を含めまして研究していきたいというふうに思っております。現時点ではこのようなお答えで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 確かに、実際何でもそうですけれども、事業概要は非常によくできているが、じゃあいざやってみると、人材不足等を含めてなかなか厳しいものがあるというふうに思っております。町長の答弁にありましたように、そういった検討は今後も検証していくということであれば、私は何とかそういう施設ができるといいなというふうに思っておりましたので、2点目に質問させていただいたところであります。

残りのペット社会については、町長の答弁にもありましたように、確かに、動物、ペットは癒やされて、非常に人間社会に大きな影響を与えておりますが、逆に犬猫等がやっぱり嫌いな人もいるというのも現状でありまして、なかなか愛護団体との関連もありまして、非常に難しい問題であろうと思います。今回一般質問に初めて挙げさせていただいたのですが、実際の実情を把握しておるわけではありませんので、様々な課題があることは、町長の答弁の中にあつたようなことも、私も認識はしているところであります。

そういった中で、やっぱり調べてみますと、ペット数では犬がナンバーワンということで統計では出ておりますし、犬は日頃つないでおるわけではありますが、そういった交流、先ほどありましたコロナ禍の中で等もありまして、その人たちの交流する場というのがあって、またそこで元気が出ればいいんじゃないかなということと、テレビ等で病院にお見舞いに行く犬、名前をちょっと忘れたんですけど、そういったところで癒やされて、病気になった人が元気になるというような報道等も見たときに、やっぱり動物、ペットというのは、本当に目に見えない、人間に、どこに心身、精神的にも非常に大きな影響を与えているというのは分かりながらも、じゃあどうすればいいのかということになると、非常に課題等もありましたので、町長のおっしゃるよう到大変難しい面であるかというふうに、私もそれは認識をしております。

そういった中で、今後、今回はドッグラン等という形をしましたがけれども、例えば民間の人が、そういう施設をつくりたいと、そういう愛好家たちの中で、そういったときの対応、もしそういう場面にあつた場合はですね、そのときに行政としてはまたどういふような今後の対応ということになるかと思っておりますけれども、そういった施設も私はやっぱり必要になってくるのではないかと、これはあくまでも将来的なことを考えたときに、人口も減っていきますので、何か行政として手助けできることはないか、そういった検証も、今後続けてほしいなというふうに思っております。

それから、教育長のほうには、学校教育の観点から、ちょっと質問事項の内容の文章が具体的なところがなかったもので、ちょっと分かりづらいなと思ったんですが、非常に答弁としては、もう私も満足できる答弁でありました。確かに、子供たちは動物を見るとすぐ行って、やっぱり触りたくなるし、かわいがつてする、そういう教育の中にも推進の中にもあるようでありますので、そういった教育につきましては、あえて質問、次の質問はございません。ぜひやっぱり、そ

ういう動物の大切さを学んで、心豊かな子供が育てばいいなというふうに、私もそういうふうに思っておりますので、町長にそういった一般の方が、例えばドッグランをやりたいというときの、今後、仮にあった場合の、行政としてはどういう対応をしていくのか、それからまた問題であります猫の放置、いろんな避妊手術等も含めたことも、非常に問題となっておりますので、そういった課題等について、今後対策もしていかにやいかん部分もあるのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、そういった面でもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

先ほどの答弁にありましたように、やはり仮にドッグラン等、民間の方々が、民間の人とかそういう方々がやられるということになれば、その方はやはり自己責任としてちゃんと対応してもらわなければ、それをやった中で行政がという形にはできない、ただ行政としては、保健所等とかの許認可とかなんかあれば、そういったことがございますよと、そしてやはり先ほど答えましたように、糞尿の問題、あるいは鳴き声の周りへの影響、そういったものは現時点で、ドッグランをやるから行政が全てそこまで対応してやりますという考えは、私は今持っておりません。やはり、そこはありがたいことかもしれませんが、やはり自分のペットですから、自己責任というのは忘れてはならないことというふうに思いますので、先ほど答弁しましたように日向市ではやられておりますので、これもまた見てみたいなと思いますけれども、やはり行政としてはやはりそういった周りの理解、あるいはそういった許認可とか保健所の衛生指導とか、そういったものはちゃんと取っていただかないと困りますよということは指導していくことしか今の時点ではないのかなというふうに思っています。

また猫の不妊、去勢手術等が、今いろいろな民間の団体等でやってきておられますけれども、やはりそれをやっている自治体等の話を聞きますれば、それに対する獣医師さんの意見を聞きますれば、その手術のやり方に問題はないのかと、自宅で飼っていた猫が耳を切られて帰ってきたとか、問題が発生した場合の誰が責任を取るのかというのが曖昧であります。ですから、各自治体にそういったお話があるそうでもありますけれども、私はまだ受けておりませんが、やはりそういったことをクリアしながらやらないと、ちょっとおかしな形にもなる可能性があるのかなということ、で現時点では認識をして、担当課とは共有をしておるところでございます。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、一水輝明君の質問を終わりました。

---

○議長（高館 英嗣君） これで、本日の議事日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時34分散会

---